

市道埋設ガス管からの占用料徴収について

1. 市の考え

道路占用料徴収条例に徴収規定があり、電柱や水管など他の占用などは全て徴収している。ガス管に対する徴収を開始することは、全体から見た受益者負担の公平性の確保のために必要である。

2. 多治見市内の道路占用申請業者

プロパンガス	東邦液化ガス、岐阜県 JA ビジネス株式会社(株)、松屋(株)、中部プロパン(株)、蟹江プロパン(株)、名古屋プロパン瓦斯(株)、新日本ガス(株)、美濃加茂ガス(株)、多治見液化瓦斯(株)、イワタニ東海(株)
都市ガス	東邦瓦斯

※ 平成 29 年 4 月 1 日から電気事業と同じくガス事業の自由化が始まり、市内のガス取扱事業者が増える可能性がある。ただし、都市ガスについては、プロパンガスと異なり、広範な設備整備を要することから、当面、既に設備整備済みの「東邦ガス」のみとなる見込み。

3. ガス料金の動向

プロパン	配管する地域が限定されているので占用料徴収分をガス料金に転嫁する可能性はある。ただし、現在の試算による占用料は少額であるため転嫁されるかは不明。
都市ガス	東邦ガスは、愛知、岐阜などの配送地域の全てで同一の基本料金となっているため、多治見市が徴収してもしなくても料金には影響がないと思われる。ただ、今後、ガス事業の自由化により許可制から登録制に移行されることにより地域ごとに料金に変更される可能性はある。

【参考】

県及び隣接市の現状

各県市に減免規定があり、多治見市はプロパン、都市ガスともに減免率 100%（徴収しない）となっている。

減免率	多治見市	岐阜県	可児市	土岐市
プロパンガス	100%	30%	30%	100%
都市ガス	100%	10%	10%	10%

※ 占用料金＝ガス管外径（単価）×延長（m）、詳細は裏面

道路占用料徴収条例（水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件の占用料）

《多治見市》 道路法施行令に準拠／平成 21 年 4 月 1 日に改正施行（実質値下げ）

国の占用料改定に合わせ、平成 21 年 4 月 1 日に下記占用料に改定。なお、土岐市、可児市、岐阜県は国に合わせた改定をしていないため料金が異なる。

法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07m 未満のもの	長さ 1m につき 1 年	24
	外径が 0.07m 以上 0.1m 未満のもの		34
	外径が 0.1m 以上 0.15m 未満のもの		51
	外径が 0.15m 以上 0.2m 未満のもの		67
	外径が 0.2m 以上 0.3m 未満のもの		100
	外径が 0.3m 以上 0.4m 未満のもの		130
	外径が 0.4m 以上 0.7m 未満のもの		240
	外径が 0.7m 以上 1m 未満のもの		340
	外径が 1m 以上のもの		670

《土岐市、可児市、岐阜県》

法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.1m 未満のもの	長さ 1m につき 1 年	55
	外径が 0.1m 以上 0.15m 未満のもの		82
	外径が 0.15m 以上 0.2m 未満のもの		110
	外径が 0.2m 以上 0.4m 未満のもの		220
	外径が 0.4m 以上 1m 未満のもの		550
	外径が 1m 以上のもの		1,100

道路法

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの